

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県蕨市中央一丁目十六番二十の一部、十六番三十四の一部、十六番三十五の一部）

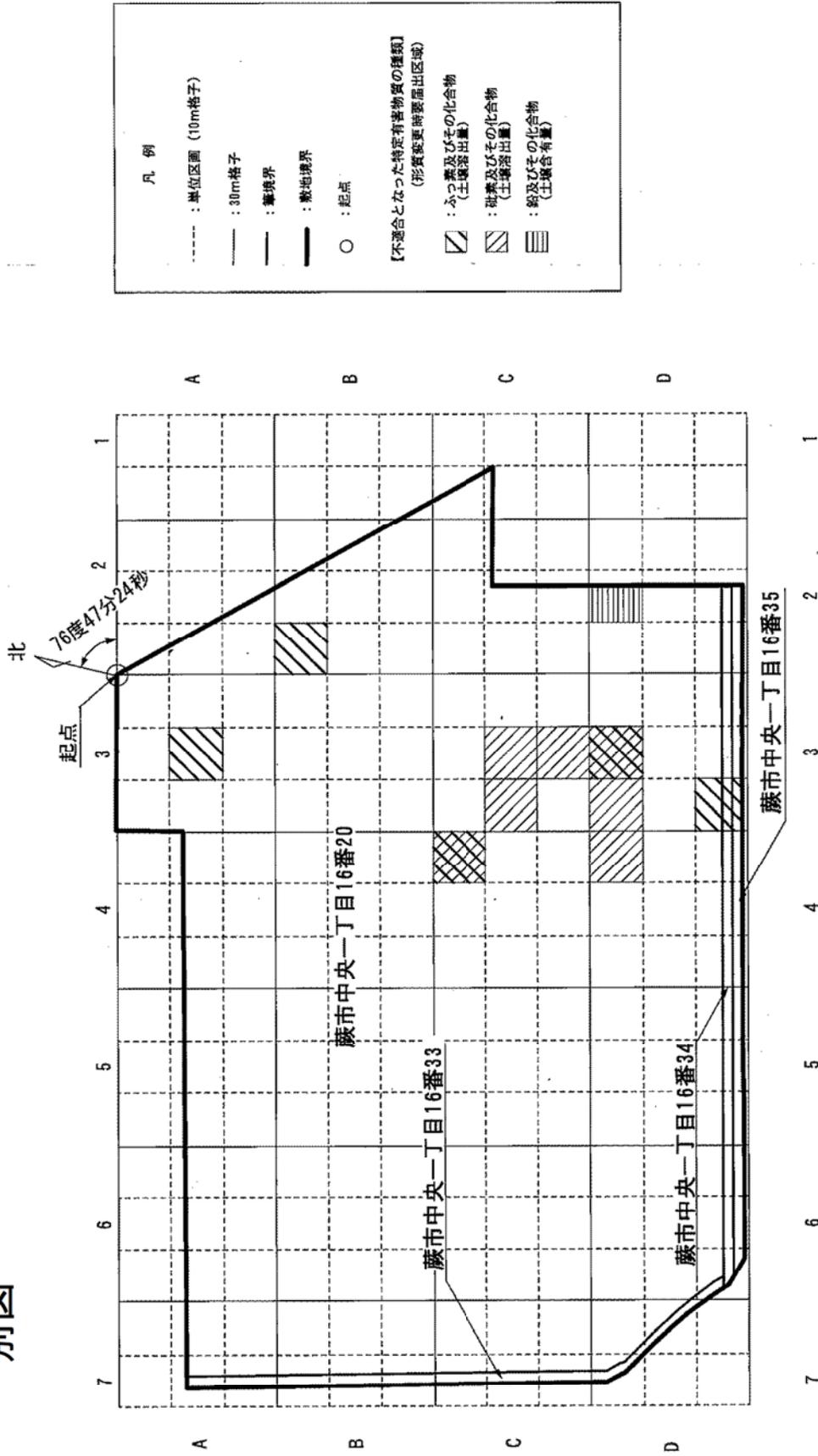
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (76度47分24秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらより構成されている格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

【起点】
起点は、藤市中央一丁目16番10の最北端とする。

30m格子の柱番号

①	②	③
④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨